

議案第 127 号

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 16 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。